

「孟子」井田制の經濟思想について

桑 田 幸 三

はじめに

井田制度が古代中国において実在したか否かについては、論議が分れ定説を見ない。井田制度は実在した、と断言するに足る史料——たとえば井田遺構の発掘など——は、じゅうぶんとは言えない。さりとて、井田制度に関する若干の文献的史料の存在は、井田制度の存在を否定することを躊躇させるものがある。現在の時点においては、井田制度を歴史事実として取扱うことはなお適當ではない、と言わねばならない。しかしながら、少なくとも古代中国に井田制なる思想が存在したことは事実と考えてよいであろう。それは儒家的な感覚で構築せられたユートピアであったかも知れないし、時間的・空間的な、あるわく組みの中で、ある程度実現せられた社会經濟政策であったかも知れない。だが、漢民族の長い歴史を通じて、それはかなり大きい影響力を持ち続けてきたことが認められる。たとえば、新の王莽の王田制度、北魏に始まって唐代に完成され、やがて崩壊した均田制度、太平天国における天朝田畝制度などに対して、井田思想は先導的な影響力を發揮した。歴史をいくたびとなく蜂起した農民起義に際しても、中国農民の土地への渴望を癒す処方箋が井田思想に求められてきた。いな、今なお井田思想の亡霊が中国大陸をさまよっている観さえもある。そしてここに、井田制度を一つの思想、とくに經濟思想として吟味の対象とする現代的意味がある、と私は考える。

「孟子」井田制の經濟思想について

「孟子」井田制の経済思想について

井田制に関する文献の主要なものとして、周礼・孟子・詩経・史記・漢書⁽¹⁾などがあげられる。中でも紀元前三世紀のころに編纂せられたと信ぜられる「孟子」は、史料としての信憑性も高いと考えられる。私は、この「孟子」を中心として井田制のアウトラインを描くことから始めよう。

(1) たとえば、郭沫若氏は一九四五年刊の「十批判書」野原等邦訳「中国古代の思想家たち」の中で、次のように述べている。

以上の証拠によって私たちはたしかに次のように言うことができる。すなわち、殷周の両時代は乾豆腐式の均田法を実施したことがあり、西周では齊京や洛陽で行っただけでなく、齊や衛にもそのあとがある。ただ各地で行われた方式には多少の出入があった。これらは一律に井田と呼ぶことができ、必ずしも九夫が井をなすとか八家が井をともしるとかにきめることはない。このようにきつちりと区分された田地であるから、その局部から見ると、井の字と非常によく似たものである。すなわち甲骨文と金文とを問わず、井の字の形は現在行われている楷書と同様であり、縦横の筆画は一層きつちりととのっている。

また、穂積文雄博士の「先秦經濟思想史論」一九四二年には次のように説かれる。

周は殷に代はりて登場し、同姓又は功臣を諸侯に封建するとともに、又従来の群后の多くは本領安堵を得、かくて周室を中心としてその下に諸侯あり、王侯の下には各卿、大夫、士人があり、土地人民を私有することとなる。そして王侯士大夫は土地の所有者で人民は農奴となる。農奴は初被征服民で自由民ではなく、支配階級よりその土地を受け、その上に生活を営む代りに支配階級の為に一定の土地を耕作し又力役に服する義務を負ふもので、孟子の有名な井田制は支配階級と農奴のかくの如き関係が理想化せられたものではなからうかと思ふ。(第一章緒論、第三節先秦經濟思想史の背景)

(2) たとえば穂積博士の前掲書には次のようにみられる。

支那の古代に於てかくの如き井田制が存したか否かはもとより議論の存するところであるが、それは今ここでは問題とならぬ。なぜかなれば吾々のここに問題とするのは孟子の思想であり、孟子が井田制の思想を懐抱せることは一のことであり、井田制の存否は他のことであり、井田制の存在が否定せられたりとするものは却て井田制を想定せる孟子の思想に光輝を増す所以になるとさへ考へられるであらうからである。(第二章儒家の經濟思想、第二節孟子の經濟思想)

(3) 班固の漢書食貨志に次のように述べられている。

王莽……動もすれば古を慕わんと欲し時宜を度ら^らず。州郡を分裂し、職を改め官を作る。令を下して曰く、漢氏田租を減輕して三十にして一を税するも、常に更賦ありて罷糶も成な出だす。而して豪民侵陵し、田を分ち飯を劫す。厥の名は三十にして実は什に五を税するなり。富者は奢りて邪を為し、貧者は窮して姦を為し、俱に辜に陥いる。刑用いて錯かず。今天下の田を更め名づけて王田と曰い、奴婢を私属と曰い、皆な売買することを得ず。其の男口八に満ずして、田一井に過ぎる者は、余田を分ちて九族郷党に与う。令法を犯せば死に至ると。制度又た定まらず、吏縁りて姦を

為し、天下警蹙然として刑に陥る者衆し、後三歳にして莽、民の愁を知り、詔を下して諸の王田を食むもの及び私服、皆な売買するを得しめ、拘わるに法を以てすること勿し（食貨志上）

王莽撰に居りて漢の制を變す。……詔を下す、敢えて井田を非り、五銖錢を挾む者は、衆を惑わすと為して、諸を四裔に投じて以て魑魅を御せしめんと。是に於いて、農商、業を失ひ食貨俱に廢れて、民、市道に涕泣す、田宅奴婢を売買し、錢を鑄るに坐して罪に抵る者、公卿大夫より庶人に至るまで、稱げて教うべからず。（食貨志下）

(4) 齊魏取撰、魏書食貨志にいう、

太和八年始準古班百官之祿（太和八年は西曆四八四年に當る）

九年下詔、均給天下民田、諸男夫十五以上受露田四十畝、婦人二十畝、奴婢依良丁、牛一頭受田三十畝、限四牛、（以下略）

十年詔曰、夫任土錯貢、所以通有無、并乘定賦、所以均勞逸、有無通則民財不匱、勞逸均則人樂其業、此自古之常道也、又鄰里鄉党之制、所由来久、欲使風教易周

北齊の均田制については、隋書食貨志に次のような記載がある。

河清三年（五六四年）定令、乃命人居十家為比鄰、五十家為閭里、百家為族党、男子十八以上六十五以下為丁、十六已上十七已下為中、六十六以上為老、十五以下為小、率以十八受田輪租調、二十充兵、六十免力役、六十六退田免租調、京城四面諸坊之外、三十里内為公田、受公田者三畝代遷（以下略）

北周（後周）の制についても同じく隋書食貨志にいう。

後周太祖作相、創制六貢、載師掌任土之法、弁夫家田里之數、会六畜車乘之稽、審賦役斂弛之節、制畿疆修庠之域、頒施惠之要、審牧產之政、司均掌田里之政令、凡人口十已上宅五畝、口九已上宅四畝、五口已下宅二畝、有室者田百四十畝、丁者田百畝、司賦掌功賦之政令（以下略）

高祖登庸（五八一年）……及頒新令、制人五家為保、保有長、保五為閭、閭四為族、皆有正。畿外置里正、比閭正。党長比族正、以相檢察焉。男女三歲已下為黃、十歲已下為小、十七已下為中、十八以上為丁、丁從課役。六十為老、乃免。自諸王已下至于都督、皆給永業田各有差。多者至一百頃、少者至四十畝。其丁男中男永業露田、皆遵後齊之制。（以下略）

唐の均田制については旧唐書食貨志（上）に左のような記載がある。

武德七年（六二四年）始定律令、以度田之制。五尺為步、步二百四十為畝、畝百為頃。丁男中男給一頃、篤疾廢疾給四十畝、寡妻妾三十畝、若為戶者加二十畝。所授之田、十分之二為世業、八為口分。世業之田、身死則承戶者便授之、口分則收入官、更以給人。賦役之法、每丁歲入租粟二石、調則隨鄉土所產、綾絹絁各二丈、布加五分之一。輸綾絹者、兼調綿三兩。輸布者麻三斤。凡丁歲役二旬、若不役則取其佃、每日三尺。有事而加役者旬有五日、免其調、三旬則租調俱免、通正役並不過五十日。

百戶為里、五里為鄉、四家為鄰、五家為保、在邑居者為坊、在田野者為村、村坊鄰里、遙相督察、士農工商四人、各業食祿之家不得与下人爭利。

工商雜類不得預於士伍。

(5) 洪秀全は「一八五三年、南京を占領して國都(天京)とし、「天朝田畝制度」を頒布した。その主な内容は次のとおりである。

「要耕者有其田」を原則とし、耕地の私有を禁止し、これを國有とし、農民に均分して耕作させ、収穫の余剰を政府に納入させる。土地は上上から下下まで九等に区分し、一畝で年二回一千二百斤の穀物を生産する上上田一畝に相当する面積を、十六才以上の男女に与え、十五才以下にはその二分の一を配分する。二十五戸を単位とする村落共同体を編成し、園庫と礼拝堂をおき、錢穀の出入、慶弔、裁判、教育、服役、軍政のことを掌りさせた。各家の周田には桑を植え女子に養蚕・製絲して衣服を作りせ戸毎に飼う家畜は鶏五羽、豚二頭とした。

(6) 「思想」の影響力の大ききことについては多言を要しなく。この点、P. A. Samuelson がその著 *Economics: An Introductory Analysis*, Ted. 1967 に引用して J. M. Keynes の言葉をかき取りなす。

THE IDEAS OF ECONOMISTS AND POLITICAL PHILOSOPHERS, BOTH WHEN THEY ARE RIGHT AND WHEN THEY ARE WRONG, ARE MORE POWERFUL THAN IS COMMONLY UNDERSTOOD. INDEED THE WORLD IS RULED BY LITTLE ELSE. PRACTICAL MEN, WHO BELIEVE THEMSELVES TO BE QUITE EXEMPT FROM ANY INTELLECTUAL INFLUENCES, ARE USUALLY THE SLAVES OF SOME DEFUNCT ECONOMIST. MADMEN IN AUTHORITY, WHO HEAR VOICES IN THE AIR, ARE DISTILLING THEIR FRENZY FROM SOME ACADEMIC SCRIBBLER OF A FEW YEARS BACK
..... SOON OR LATE, IT IS IDEAS, NOT VESTED INTERESTS, WHICH ARE DANGEROUS FOR GOOD OR EVIL, J. M. Keynes (1936)

(7) 周礼は周公の作で官制を中心として周代の制度を述べたものとされ、十三経注疏にも収められているが、実際は後代の作、たとえは新の王莽の改革に利せんがために作られたもの、等の説がある。史記は漢の司馬遷が紀元前百年のころに編述したものと考えられる。漢書は後漢の班固の撰するところ、史記よりも更に後代の書である。

「孟子」は、孟軻の没後、その弟子たちが、かれの思想を後世に伝うべく編纂したものとされる。孟軻は孔子の没後約百年、すなわち紀元前三七〇年または同三九〇年のころ、魯の南方郷(す)の地に生れ、子思の門人について儒学を修め、戦国諸侯に遊説して、儒家の理想たる王道政治の実現を期したが、やがて郷里に引退して教育に専念し、紀元前三百年の前後に没したようである。かれが梁の恵王にまみえて政界にデビューしたのは、五十才を越える年輩のころといわれるが、そ

れまでの前半生の事績や、生死の正確な年代などは明らかでない。しかし、われわれは「孟子」によってかれの思想を最もよく把握することができる。とりわけ、かれが梁の恵王および滕の文公と交わす問答の中に、井田制に関する思想がうかがわれる。かれの脳裏に描かれていた井田制の輪郭はおよそ次のようなものである。

農民の生活は村落共同体「郷」^{きょう}を中心に営まれる。村落から田圃への出入りにも、村落の防衛にも、疾病の対策にも、かれらの協力、相互扶助が発揮せられる。^①

農地は一里四方〓九百畝^{ひゃくご}の広さを単位として、それを縦・横おのおの三分割、すなわち井の字型に九等分し、その中央の一区画を公田とし、あとの土地を八戸の農家が百畝ずつ占有する。公田は共同で耕作し、その収穫を貢納する。余夫すなわち農民の家族で十六才以上の未婚の男子には、二十五畝の土地が支給せられる。^②

宅地として一戸に五畝の地が割り当てられるが、その周囲に桑の木を植えて蚕を飼い、衣料に充てる。雞・豚・犬など小家畜を飼育して食肉にする。こうして衣食住の基本が確保せられる。そこで仁義・孝悌の教育を奨励すると、老人が重荷を負うて道路をうろつくようなことがなくなり、五十才・七十才の老人も絹物を着、肉を食することが可能となる。人民は飢えと寒さから解放せられ、ここに王道政治の経済的基礎が完成する。^③

政府は農民生活の安定を第一義とする。まず、耕地の配分を公正にするために、その経界を正しくする。^④次に、人民の租税負担を軽くし、^⑤また、人々を使役するにも、農繁期を避けるように配慮する。池や沼に目の細かい網を入れることを禁じ、山林の伐採にも季節的に制限を加える等、自然資源の保護を忘れない。このようにすれば、農産物も林・水産の物も充足し、自給自足的な経済生活が可能になる。^⑥

以上が「孟子」の井田制の青写真であるが、これを経済思想として正確に把握するためには、その背景なりディテールを明らかにしておく必要がある。以下、若干の観点ごとに整理して、それぞれ節を改めて吟味しよう。

- (1) 郷田同井、出入相友、守望相助、疾病相扶持（滕文公章句上）
- (2) 方一里一九〇〇畝の面積は尺貫法で約一五・五二町歩、メートル法で約一五・三九haに相当する。従つて一戸当りの耕地面積一〇〇畝は、一町七反余または一・七haとなる。
- (3) 方里而井、井九百畝、其中為公田、八家皆私百畝、同養公田、公事畢、然後敢治私事（滕文公章句上） 余夫二十五畝（同前）
- (4) 五畝之宅、樹之以桑、五十者可以衣帛矣。雞豚狗彘之畜、無失其時、七十者可以食肉矣。百畝之田、勿墾其時、數口之家、可以無飢矣。謹庠序之教、申之以孝悌之義、頑白者不負戴於道路矣。七十者衣帛食肉、黎民不飢不寒、然而不王者、未之有也。（梁惠王章句上）
- (5) 夫仁政必自經界始、經界不正、井地不鈞（滕文公章句上）
- (6) 王如施仁政於民、省刑罰、薄其斂（梁惠王章句上）
- (7) 不違農時、穀不可勝食也、數罟不入洿池、魚鼈不可勝食、斧斤以時入山林、材木不可勝用也。（同前）

二

まず、井田制の成立基盤をなすところの、行政・財政的な側面について見よう。孟子が周代封建制の上部構造について言うところを要約すると次のようになる。

天子は方千里の地を直領とする⁽¹⁾。諸侯は公侯伯子男に区分されるが、公侯は方百里、伯は七十里、子男は五十里をそれぞれ所領とする。天子及び諸侯はそれぞれ、卿・大夫・士より成る官僚組織を持つ。天子の卿は諸侯の侯に、大夫は伯に、元士は子男に、それぞれ準拠して領地を与えられる。諸侯の官僚たちは、それぞれ地位の上下に応じて俸禄を受ける。天子は諸侯の国を巡狩（監察）し、諸侯は天子に朝貢する。一度朝貢を怠れば、その爵を貶され、二度怠れば領地を削られ、三度怠ると出兵して国替えを命ぜられる。卿以下の官僚には祭祀などの用に供するため、一人当り五十畝の圭田が支給される⁽⁴⁾。

ここでわれわれにとって重要な問題は、天子、諸侯および天子の官僚たちの有する領主としての地位の内容である。換言すれば、周代封建制度の根幹をなすところの、いわゆる「封建」の經濟的内容である。

国土は、天下に王たる天子の直領地すなわち畿内と、諸侯が封建せられた邦国とに分かれる。畿内は方一千里で、天子はこれを領する天下最大の地主でもある。天子はその中から自己直属の官僚たちに采地を与える。従って、天子はその残余の土地に対して、直接地主たる關係を持つことになる。采地を与えられた天子直属の卿・大夫・士たちは、その土地について直接の地主となる。邦国においては、封建諸侯がその土地について領主権を持つ。

領主としての天子・諸侯および天子直属官僚たちの経済上の立場は、ほとんど同一である。これらの領主の下で、農民は一定面積の土地を割り当てられ、農業を営み、收穫の十分の一程度の年貢を納めるわけである。

次に井田制の税制的側面をもう少し掘り下げてみよう。

夏(前二世紀―前一六世紀ころ)の時代には貢と称し、過去数年間の平均收穫を標準として課税した。この方法は、豊年にはその收穫に比し相対的に少量の穀物を徴し、不作の年には相対的に多量の穀物を徴収し、農民の苦痛を加重させるという不合理を生じた。

そこで殷(前十六世紀―前十一世紀ころ)では、井田法(その財政的側面を助法と称する)に改め、九〇〇畝の收穫から公田一〇〇畝分の收穫を徴することとした。西周(前十一世紀―前七七〇年ころ)の時代には、殷代の手法をとり入れた徹法を採用した、という。

孟子は、都城の内と近郊の地域(国または郷という)には收穫の十分の一を申告納税させ、それより遠方の地域(野という)には助法を適用する、という二本立ての課税方法を提唱した。

税率については、夏殷周三代を通じ、おおむね十分の一である。低文化の野蛮国なら、財政規模は小さく、二十分の一程度の低い税でも賄うことができよう。中国のような文化的に高い所では、城郭・宮室・宗廟・祭祀、あるいは諸侯の幣帛・饗殮といった文物制度の整備した政府は、総生産の十分の一程度の財源を必要とする。さりとて、これより高い税率

では、農民の生活を窮迫させ、苛斂誅求に走るおそれも出てくるから不可である。結局十分の一が、高からず低からず、理想的な税率である、とする。⁽¹⁰⁾

農民に対する強制課徴には、右にみた田租（粟米之征）の他に、女性の家内仕事の生産物たる布や絲を対象とするもの（布綫之征）、および、土木工事や国土防衛のための力役に労働を提供させるもの（力役之征）がある。孟子はこれら三征のうち、一つだけ（粟米之征）をとりあげ、他の二者は緩くするように主張している。⁽¹¹⁾

- (1) 天子之制 地方千里（万章章句下）
邦畿千里 維民所止（詩 商頌、玄鳥）
- (2) 大國地方百里、君十卿祿、卿祿四大夫、大夫倍上士、上士倍中士、中士倍下士、下士与庶人在官者同祿、祿足以代其耕也。
次國地方七十里、君十卿祿、卿祿三大夫、大夫……
小國地方五十里、君十卿祿、卿祿二大夫、大夫……（万章章句下より）
- (3) 告子章句下
- (4) 滕文公章句上
- (5) 溷天之下 莫非王土
率土之濱 莫非王臣（詩、小雅、北山）
- (6) 「邦國」について、田崎仁義博士は、邦は平和的先占による領地であり、國は武力的占領による領地であるとせられる。田崎仁義、「支那古代經濟思想及制度」一九二四年、第二部第四編第二章邦及び國なる文字の上に現れたる領地發生原因参照
天子が諸侯や官僚の領有権の上に保持する最高権を、田崎博士は「天下的領土権」と呼び、その主な効力としては、諸侯を封建し、官僚に采地を与え、または領主権や采地権を削ったり剝奪することであるとせられる。前掲書第二部第四編第三章畿内天下及び諸侯の邦國封建の意義参照
(7) 貢者較穀歲之中以為常。桑穀粒米狼狽、多取之而不為虐、則寡取之。凶年糞其田而不足、則必取盈焉。（滕文公章句上）本節注(9)参照
(8) 請野九一而助、國中什一使自賦（同前）
(9) 夏后氏五十而貢、殷人七十而助、周人百畝而徹、其實皆什一也（同前）
(10) 告子章句下 なお、加藤繁「支那經濟史考証」附篇、支那古田制の研究参照
(11) 有布綫之征、粟米之征、力役之征。君子用其一、緩其二。用其二、而民有殍。用其三、而父子離（公孫丑章句上）

井田制のもとで、農民の経済生活はどのようであらうか。孟子によれば、農民は所与の土地を対象に力を勞して小人の事を行ない（肉体労働に従事し）、人に治められ（被支配者の地位にあり）て、人を養なうこと（食料生産）に専念する。⁽¹⁾

農民は一戸当り百畝、家に余夫があればプラス若干の土地を占有し、耕作する。池や沼からは魚類がとれるし、山林からは材木が出る。五畝の宅地の周囲に植えた桑で、女子は養蚕にはげみ、布帛・衣類を作る。また、戸ごとに雞や豚や犬などを飼育する。⁽³⁾ これらによって、老人たちも温かい絹物の衣類や榮養価の高い食肉に不自由しない。穀物や布帛類の余剰部分は、他の生産物との交換に充てる。⁽⁴⁾ こうして、生者を養い死者を喪ることに憾なき最低生活が保障せられる。⁽⁵⁾ 政府が輕賦薄斂を旨として、農民の負担すべき財政課徴を適度——十分の一税と、農繁期を外した力役の程度——ならしめれば、ここに王道政治の基盤は成る。⁽⁶⁾

かくて、五穀が有り余って、恰かも自由財のようにさえなることも、夢ではない。こう見てくれば、農民にとって結構なくめのようであるが、その反面、農民の生活にはいろいろな義務や制約がある。農民は租税とも小作料ともみられる「田租」を領主に支払う。この「粟米之征」のほかに「力役之征」および「布縷之征」も農家の負担するところである。⁽⁸⁾ 輕賦薄斂は儒家の理想とするところであるが、現実にはなかなかそうはいかない。詩経には苛斂誅求にあえぐ農民の訴えが少なからず見受けられる。⁽⁹⁾

また、かれらの生活圏は「郷」の範囲内に限定せられる。⁽¹⁰⁾ 農民は、土地に付随したものととして、前節にみたような行政組織の下部構造としての隣保組織に組み入れられ、それぞれの領主に所有せられる。農民の土地に対する権利は甚だ不完全なものであって、今日いうところの地上権ないし小作権のものにすぎない。宅地については所有権に近いものが認め

られるが、耕作地については小作権に近いものであり、土地を自由に処分する権限は農民には与えられない。⁽¹⁾要するに、農民の負担すべき強制課徴は為政者の恣意に任せて何等の歯止めもなく、財産所有の権を欠き、居住・移動の自由も制限せられているのであって、かれらの地位は「農奴」に類するものといえよう。

(1) 有大人之事、有小人之事。……或勞心或勞力。勞心者治人、勞力者治於人。治於人者食人、治人者食於人。天下之通義也。(滕文公章句上)
春秋時代の農民の生活状況を伝えるものに詩経がある。たとえば、爾風「七月」、小雅甫田之什の「甫田」、大田、大雅文王之什の「饒」、生民之什の「生民」・「公劉」、周頌臣工之什の「臣工」・「噶嗚」、閔子小人之什の「載芟」、齊頌駒之什の「閔宮」など。

また、春秋末期の農家生計のバランスを示すものに漢書食貨志所載李悝の尺地力の教がある。彦根論叢第一三二・一三三合併号、拙稿「孔子の経済思想の一断面」参照

(2) 第一節注(3)参照

「周礼」では、百畝は上田(毎年收穫のある不易の田)についての定めであり、中田(一歳は休んで一歳耕やす、一易の田)ならば二百畝、下田(二歳休んで一歳耕やす、再易の田)ならば三百畝とする。公田と私田の別もなく、耕地の区画も必ずしも井字形ではない(周礼十、地官司徒)

(3) 第一節注(4)・(7)参照

五母雞、二母錢、無失其時、老者足以無失肉矣(尺心章句上)

(4) 子不通功易事、以養補不足、則農有余粟、女有余布。子如通之、則梓匠輪輿皆得食於子。(滕文公章句下)

(5) 第一節注(4)参照

民之為道也、有恆產者有恆心、無恆產者無恆心。(滕文公章句上)

第一節注(7)の文に続いて孟子曰く、

是使民養生喪死無憾也。養生喪死無憾、王道之始也。(同前)

(6) 第一節注(4)・(6)参照

是故賢君必恭儉礼下、取於民有制(滕文公章句上)

(7) 民非水火不生活。昏暮叩人之門戶求水火、無弗与者、至足矣。聖人治天下、使有菽粟如水火。菽粟如水火、而民焉有不仁者乎(尺心章句上)

穂積文雄博士「先秦經濟思想史論」七〇頁参照

(8) 前節注(11)参照

(9) 国風、周南の「汝墳」、召南の「殷其雷」、抑風の「伯兮」、王風の「君子于役」、揚之水、魏風の「陟岵」、碩風、唐風の「鶉之奔奔」、東山、小雅、鹿鳴之什の「采芣」、出車、林杜、南有嘉魚之什の「六月」、采芣、車攻、吉日、鴻雁之什の「鴻雁」。

「折父」谷風之什の「北山」など。

(10) 死徙無出郷(孟子、同前)この一句について解釈がまちまちである。たとえば、小林勝人訳注「孟子」(岩波文庫)には「一家の大事な働き手が死んでも遺族は他郷に流浪するものではなく、「田地が悪くて取り換えてもらい」引越すことはあっても、故里をはなれ去るものはありません。」とある。

貝塚茂樹訳、世界の名著「孟子」では、「死」または転居するまづ、同じ郷から離れることはべきなら」と解する。

James Legge, D. D., The Original Chinese Text of The Works of Mencius 1861 には "On occasion of death, or removal from one dwelling to another, there will be no quitting the district. 焉也。

「郷」の規模については、周礼十、地官司徒、大司徒之職掌の項には左のようである。

令五家為比、使之相保。五比為閭、使之相受。四閭為族、使之相葬。五族為党、使之相救。五党為州、使之相賙。五州為郷、使之相賓。

また漢書食貨志上には

五家為鄰、五鄰為里、四里為族、五族為党、五党為州、五州為郷とあり、いずれも一郷二五〇戸とする。

(11) 田崎仁義「支那古代經濟思想及制度」第二部第四編第四章「授田制の根本義」参照、なお田崎博士は、土地均分法の發生理由として、井田制が土地の利用法として、地主にとって最も有利であったことを指摘しておられる。

四

本節では井田制の社會經濟的な側面について巨視的な視点から吟味しよう。

前節にみたように、孟子は、土地を分与せられた農民がその百畝の土地を耕やすことに専心勤勞し、衣食住にわたる自給自足的な經濟生活を営むべきことを理想とし、このことを井田制成立の重要な基礎としている。しかし、孟子の出た戦国時代ともなれば、社會經濟の發展はかなり目ざましいものがあり、春秋時代と比較しても、相当な相違があった筈である。孟子は、この点を看過して、かつて聖王の世に行なわれたと信ずる井田制を、戦国紊亂の世に行なわんとする、時代錯誤に陥っていたのではなからうか。

司馬遷が老子流の小国寡民論を批判したのと同じ言葉が、孟子の井田説に対してもあてはまりそうである。もちろん、

孟子とても時代の趨勢として、社會經濟が發展し、社会的分業にもとづく交換經濟の時代に入っていることを認識している。⁽⁴⁾しかし、諸侯の城下町が商工業の中心として繁榮し、大都市化しつつあり、農村にも貨幣經濟が浸透し、⁽⁵⁾貧農たちは手つ取り早い貨殖の道は工業であり商業であることを知り、田圃を捨てて都會に出て一旗あげようと望む者が続出しているという状況下において、農民を村落共同体に束縛することは、大きな抵抗に遭つたに違いない。それはいわば人情の自然に反するからである。⁽¹⁾

司馬遷は自由主義的な考え方で、經濟の運行は自然に任せるのが上策であり、國家權力による介入・統制は望ましくないとする。かれは社会的分業と營利原則にもとづく經濟の自由主義的運行を是認する。⁽⁶⁾

これに対して、孟子の井田説にみられる基本的な考え方は、人為的、計画經濟的である。孟子は、滕の文公に対する進言の中で

詩に云う、我が公田に雨ふりて、遂に我が私に及ぶと。惟だ助は公田有りと為す。此れに由つて之を觀れば、周と雖も亦助するか

と述べているが、詩の片言隻句に頼らねばならぬ程、史料が乏しかったものとも察せられる。これによつてみれば、孟子の井田説は、過去における体験とか、確実な歴史事實に基づくものと云うよりは、多分にかれまたは先人の思索の結果として案出せられたものと云えそうである。それはとも角、孟子はこの井田制を基本とする政治改革を諸侯に遊説したわけであるが、その改革は、社會經濟の運行を今までのように自然の勢に任せることなく、農民を拘束し、均等の耕地と宅地とを与え、耕作・養蚕に兼ねて林・水産をも行なわせ、その生産物の大部分は自家消費に、一部は財政への一方的転渡にまた一部は他財との交換に、というように、青写真にもとづいて經濟全体の営みを計画的・統制的に運営しようという、体制轉換的要素を含むものであったということができよう。

- (1) 夫以百畝之不易、爲己憂者農夫也（滕文公章句上）
- (2) 司馬遷は史記貨殖列伝において、このころの社会経済の動きをよく描いている。
- (3) 老子曰至治之極、鄰國相望、雞狗之聲相聞、民各甘其食、美其服、安其俗、樂其業、至老死不相往來。必用此爲務、輒近世、塗民耳目、幾無行矣（史記、貨殖列伝）
- (4) 孟子の社会的分業論としては、許行の徒陳相との問答（滕文公章句上）が有名である。
- (5) 前節注（1）第三項、李悝の尽地力之教参照
- (6) 夫れ、貧を用つて富を求むるは、農は工に如かず、工は商に如かず。織文を刺すは、市門に倚るに如かず。此れ末業は貧者の資なるを言ふなり。（史記、貨殖列伝）
- (7) 故に曰わく、天下熙熙として皆な利の爲めに來り、天下攘攘として皆な利の爲めに往くと。夫れ千乘の王、万家の侯、百室の君、尚お猶お貧を思ふ。而るを況んや匹夫編戸の民をや（同前）
- (8) 農を待ちて之を食らい、虜して之を出だし、工して之を成し、商して之を通ず。此れ寧んぞ政教・発徴・期会有らんや、人各その能に任じ、その力を竭して以つて欲する所を得。故に物賤しくして貴きを徵め、貴くして賤しきを徵め、各その業を勤め、其の事を業しむこと、水の下きに趨くが若く、日夜、休む時なし。召かすして自ら來り、求めずして民之を出だす。豈に道の符する所にして自然の驗に非ずや。（同前）

五

井田制がどの程度実現せられたかは明らかでないが、井田制の崩壊を証する史料が若干存在するわけで、そのことが、崩壊の前提として井田制の存在を証拠づけることにもなる。

孟子に「夫れ仁政は必らず経界より始まる。経界正しからざれば、井地釣しからず、穀禄平らかならず。この故に暴君汚吏は、必らず其の経界を慢る。経界既に正しければ、田を分ち禄を制すること、坐らにして定むべきなり」とあるが、地形・地勢の如何によつては画一的な井田制の実施は難しく、経界を正すことが困難で、経界を慢る暴君汚吏の輩が少なくなかつたであらうことは想像に難くない。

まして春秋のはじめ百余国を数えた邦国は、激しい弱肉強食の淘汰を経て戦国七雄に整理せられる、政治的な激変の時

代である。領主と農奴との関係もまた變動して止まなかつたであらう。漢書にも、「周室既に衰えて、暴君汚吏、その経界を慢りにし、繇役横に作りて政令信ならず。上下相許りて公田治まらず。故に魯の宣公初めて晦に税して、春秋これを譏る」と言っている。「初税晦」は公的に土地の私有を承認したものと見えよう。

私有地の成立には開墾という原因も挙げねばなるまい。山林池沢などの開墾は井田の範囲外のもたとされ、私有地造成の一要因となった。孟子にも「草萊を辟き、土地に任ず」と表現せられている。かくして、班固によれば、「秦の孝公、商君を用い、井田を壊りて阡陌を開き、耕戦の賞を急にす。古道に非ずと雖も、猶お本を務むるの故を以って、隣国を傾けて諸侯に雄たり。然れども王制遂に滅びて僭差度亡し。庶人の富める者は鉅万を累ね、而して貧しき者は糟糠を食む。国を有ちて躡ぎ者は州域を兼ね、而して弱き者は社稷を喪う」ということになる。

井田法の廃止は土地公有制と土地均分制の否認、土地の私有と兼併の許容を意味すること、漢書に掲載せられた董仲舒の言によっても明らかである。商君が井田制を廃止し、私有を許容した理由を明らかにすることは、井田制崩壊の原因の究明につながる。

この点について、穂積博士は次のように述べておられる。「思ふに先づ土地を各人に均分して余力ある者をもその耕作を百畝の田に限定するは人力を尽くす所以でなく、又経界の阡陌は土地の浪費、不経済で、何れも生産力に対する桎梏に外ならぬ。次に土地の所有権は瓦礫を爰じて黄金とするが故に、土地の私有は生産力の増進を来たす。また、固定は沈滯を意味し、競争は發展を約束するが故に、土地兼併の許容は生産力の發展をもたらすと考へられる。かくて生産力増大を要望する社会状況が商君なる個人の手を通じてここにこの政策を実現せしめたと解することができよう。然しかく解する時は、井田を廢して阡陌を開くといふことは、実は既に早くから行はれて来たことで、商君を待つて始まることではないと考へることもできるであらう。さうすると商君の為せるところは實際上既に行はれていたところのものにただ法的承認

を与へたに止ると解せねばならぬこととなる」と。

富国強兵の要請は生産力の増強を要求し、生産力増強のために、その桎梏たる井田法は除かれたということになる。

(1) 滕文公章句上

(2) 漢書食貨志上

(3) 故尊戰者服上刑、連語侯者次之、辟草萊、任土地者次之(離婁章句上)

郭沫若氏は、散氏盤の銘文を拠り所として「厲王の時に各部落が所有していた私田がもはや少なくなかったことが証明できる」としている。(郭沫若「十批判書」、郭訳六九頁)

(4) 漢書食貨志上

(5) 董仲舒説上曰、……至秦則不然、用商鞅之法、改帝王之制、除井田、民得売買、富者田連仞伯、貧者亡立錫之地(食貨志上)

(6) 穂積文雄「先秦經濟思想史論」第五章法家の經濟思想、第三節商君の經濟思想三二五—六頁

穂積博士はさらに語を継いで曰わく、

儒家は「貧しきを思へずして均しからざるを思ふ」るが、商君はいくら均しくても貧しくは仕方がない、たとえ均しさは破れても先づ豊富に生産せねばならぬとするわけである。……商君は秦に仕へ、秦の為に富国強兵の道を説いたのであるが、秦は土地広大にして人口これに伴はなかつたので、地力を尽くす為にはその私有兼併を認めることはもつともなことを考へられる。

む す び

農業社会における主要生産手段たる土地の公有と均分を基本とする井田思想は、聖王の道、王制、古法などと呼ばれ、中国の歴史の上で、いくたびか政治改革の目標・理想とされてきた。このことは、その政治改革を正当化し、権威づけるために利用された面もあるが、それ自身、多くの人を魅きつける何かがあったからであろう。農民は耕地を自ら所有せんことを願うが、私有の成立と同時に弱肉強食の競争が進行し、貧富の懸隔、大土地所有が出てくる。徹底的な改革は、私有の制限・否定、進んで利己心の抑制に結びつかざるを得まい。

「孟子」井田制の經濟思想について

孟子は、井田制の実現を提唱したが、天の時、地の利、人の和、いずれにも恵まれず、空しく退いた。以後、二千年の王朝時代を通じ自由主義的な經濟が徐々に展開し、大土地所有が鞏固になるにつれて、改革はいよいよ実現困難になった。その反面、中国の社会經濟的な矛盾は深刻化し、改革の必要性を高めた。孟子の青写真にみられる

a 農民生活の集團化、最低生活の保障

b 共同体の多目的性、その適正規模

c 生産手段の公有、計画的な經濟運営

等の理念は、自由經濟よりは意思經濟になじむものであり、意思經濟体制のもとで開花する可能性があると私は思う。⁽¹⁾それが、生産における非効率と、農民の自由の抑圧との二点において問題を内包するものであることも、上⁽²⁾来の分析によって明らかであろう。

(1) 本稿の第一、二、三、四節参照

(2) 第三節、第五節